

板橋区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

(昭和59年6月30日区長決定)

(令和5年3月22日改訂)

(目的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適性な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舍等の施設内に設置され、専らその施設の利用者のみが利用するものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- (2) 「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- (3) 「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(構造設備等の基準)

第3条 営業施設の構造設備等の基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 設置する洗濯機、乾燥機及び洗濯乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。また、床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する営業施設は、次によること。
 - ア. 営業施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所引排気設備を備えること。この場合、排気口等は、周辺に及ぼす影響についても十分配慮した適正な位置に設けること。
 - イ. ドライクリーニング用洗濯機は密閉式のものであり、かつ、有機溶剤回収装置付きのものであること。

- ウ. 溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次の措置を講じること。
 - (ア) 貯蔵場所は、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。
 - (イ) 貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること
 - (ウ) 廃液処理装置を設置すること。
 - (エ) 溶剤蒸気回収装置を設置すること。
 - (オ) 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、(ア) 及び (イ) に準ずること。
- (9) 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (10) 食品の自動販売機等、直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- (11) 廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

(衛生管理責任者等)

第4条 営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。

- (1) 衛生管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば直ちに管理の業務ができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りではない。
- (2) 衛生管理責任者は、営業施設の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第6条に掲げる事項に関し、適切な指導、助言を行うこと。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質、取扱い、廃棄等に関する知識、技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び室内環境の適正な維持に必要な業務を行わせること。
- (4) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(衛生上講ずべき措置)

第5条 営業者が講じなければならない衛生上必要な措置事項は、次のとおりとする。

- (1) 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 営業施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- (3) 営業施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜、点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、

扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。

(9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜、取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

(10) 清掃用具及び消毒用品は、専用の場所又は容器に保管すること。

(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。

(12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。

(13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の措置を講じること。

ア. ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ. 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜、新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ. 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。

エ. ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出する事がないよう、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について十分留意すること。

オ. 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ. 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れたうえで専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

(利用方法等の周知)

第6条 営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

(1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。

(2) 衣料等、被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。

特に、油の付着した洗濯物の乾燥に当たっては、次の点に留意すること。

ア. 事前に十分油を除去すること。

イ. 過大な詰め込みをしないこと。

ウ. 乾燥し過ぎないように十分注意すること。

エ. 乾燥後、十分熱を放散してからしまうこと。

(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用、その他、ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

(4) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。

- (5) 営業施設の汚損防止に関すること。
- (6) 伝染性の疾病（営業施設を利用することにより他の利用者に感染するおそれがあるものに限る）に罹患した者、又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。
- (7) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。
- (8) その他、営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力、要請すべき事項に関すること。

（営業施設の届出等）

第7条 営業施設を開設した者は、速やかに保健所長にコインオペレーションクリーニング営業施設開設届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の届出事項に変更を生じたときは、コインオペレーションクリーニング営業施設変更届（別記第2号様式）を、当該営業施設を廃止したときはコインオペレーションクリーニング営業施設廃止届（別記第3号様式）を速やかに保健所長に提出しなければならない。
- 3 保健所長は、別記第4号様式による営業施設台帳を作成し、これを整理保管するものとする。

（営業施設への指導等）

第8条 保健所長は、必要に応じて、この要綱に定める基準等の遵守状況を調査し、営業施設が当該基準等に適合しないと認めるときは、当該施設の営業者に対し、当該基準等に適合するよう指導することができる。

付則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年10月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区保健所長

住所

営業者 氏名

電話 ()

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

コインオペレーションクリーニング営業施設開設届

下記のとおり開設したので、板橋区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- | | | |
|----------------|--------|----------|
| 1 営業施設の名称 | _____ | |
| 2 営業施設の所在地 | _____ | 電話 _____ |
| 3 衛生管理責任者の氏名 | _____ | |
| 4 衛生管理責任者の住所 | _____ | 電話 _____ |
| 5 有機溶剤管理責任者の氏名 | _____ | |
| 6 有機溶剤管理責任者の住所 | _____ | 電話 _____ |
| 7 施設の管理状況 | 常勤 | 非常勤 |
| 8 開設年月日 | 年 | 月 日 |
| 9 構造設備の概要 | 別紙のとおり | |
| 10 洗濯機等の配置図 | 別紙のとおり | |

*法人の場合、登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの）により登記内容を確認します

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区保健所長

住所
営業者 氏名
電話 ()
(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

コインオペレーションクリーニング営業施設変更届

下記のとおり変更したので、板橋区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 変更事項
旧
新
- 3 変更年月日

添付書類等

- ・構造設備変更の場合は、その説明書
- ・法人代表者又は所在地の場合、登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの）により登記内容を確認します

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区保健所長

住所
営業者 氏名
電話 ()
(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届

下記のとおり廃止したので、板橋区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日

(別記第4号様式)

(表)

コインオペレーションクリーニング営業施設台帳

施設	名称		開設年月日	年 月 日
	所在地			
営業者	氏名		電話	
	住所			
衛生管理 責任者	氏名		電話	
	住所		管理状況	常駐 ・ 非常駐
機溶剤 管理責任者	氏名		電話	
	住所		管理状況	常駐 ・ 非常駐
届出事項・その他			指導の記録等	
板保生環				
年 月 日				
板保生環				
年 月 日				
板保生環				
年 月 日				
板保生環				
年 月 日				

(裏)

施設の概要	施設面積	m ²		
	他の用途との区画	板 ・ ガラス戸 ・ 壁 ・ その他 () ・ 無		
	床材	コンクリート ・ タイル ・ 板 ・ その他 ()		
	腰壁	コンクリート ・ タイル ・ 板 ・ その他 ()		
	照明	蛍光灯 w 個、 普通の電灯 w 個		
	換気設備	有 (換気扇・・・φ cm 台) ・ 無 ・ その他 ()		
	使用水	水道水 ・ 井水 ・ その他 ()		
	手洗消毒設備	有 ・ 無	給湯設備	有 ・ 無
洗濯機等	水洗用洗濯機	台	乾燥機	台 (ガス ・ 電気)
	洗濯乾燥機	台 (ガス ・ 電気)		
	ドライ用洗濯機	台	使用溶剤	パークロロエチレン ・ 石油系溶剤 ・ その他 ()
		気化溶剤の回収装置	有 ・ 無	
		有機溶剤の保管場所	有 ・ 無 ・ その他 ()	
その他	緊急連絡用設備	有 (電話 ・ ブザー ・ その他 ()) ・ 無		
	溶剤の販売	有 ・ 無	ゴミ容器	有 ・ 無
	清掃用具等の保管庫	有 ・ 無 ・ その他 ()		
	衛生管理責任者の連絡先	有 ・ 無		
洗濯機等の配置図				